

監 査 報 告 書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第6項及び国立大学法人法施行規則第1条の2第5項並びに国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、国立大学法人愛知教育大学の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第21期事業年度の業務について監査を実施し、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法及びその内容

監事は、国立大学法人愛知教育大学監事監査規程に基づき、当期の監事監査計画に従い、学長、理事と意思疎通を図り、内部監査担当と連携し、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く。以下同じ）、業務執行部門等からその業務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。さらに、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 国立大学法人愛知教育大学の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の達成に向け、努力されているものと認められます。
- (2) 役員の職務執行の法令等への適合およびその他業務の適正を確保するための体制および運用について、指摘すべき重要事項はありません。内部統制強化の観点から、業務方法書に基づいた業務実施のより一層の徹底を期待します。
- (3) 会計監査人あずさ監査法人の監査方法及び結果は、相当であると認めます。
財務諸表は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (4) 事業報告書は、国立大学法人愛知教育大学の業務運営の状況を適正に示しているものと認めます。
- (5) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (6) 役員の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは規程に違反する重要な事実はありません。
- (7) 令和5年度に発覚した職員による物品の不正購入及び私的流用案件について、引き続き「再発防止策実行チーム」による再発防止策が確実に進められていることを確認しました。

令和7年6月20日

国立大学法人愛知教育大学長
野 田 敦 敬 殿

監 事 中 川 宏

監 事 下野谷 順 子